

千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則 (令和6年千葉県規則第20号)の概要について

総務部 税務課

〔改正理由〕

不動産取得税に係る申告手続等に関する規定の整備を行うほか、地方自治法等の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うため、千葉県県税条例施行規則（平成19年千葉県規則第37号）の一部を改正した。

改 正 の 概 要	備 考
<p>1 改正内容</p> <p>(1) 不動産取得税に係る申告手続等に関する規定整備 不動産取得税の減額等の申告を行おうとする者に提出を義務付けている「住宅又は土地の売買契約書その他これに類する書類の写し」について、一律に提出を求めなくとも減額等の手続に支障がないため、当該書類の申告書への添付を不要とした。また、その他所要の規定の整備を行った。 (第30条、第33条、第34条関係)</p> <p>(2) 地方自治法等の一部改正に伴う規定整備 地方自治法の一部改正（令和5年法律第19号）及び地方自治法施行令の一部改正（令和6年政令第12号）により、公金事務の私人への委託に関する制度の見直しが行われ、地方税の収納事務の私人への委託（コンビニ収納等）に関する根拠規定が地方自治法施行令から地方自治法に変更されたことに伴い、規則で引用する当該規定について、所要の規定の整備を行った。 (第6条関係)</p> <p>2 施行期日等</p> <p>(1) 令和6年4月1日から施行することとした。</p> <p>(2) 所要の経過措置を設けることとした。</p>	